

令和5年広審第32号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）
受 審 人 b
職 名 A次席一等航海士
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。
受審人bを戒告する。

理 由

（海難の事実）

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和5年8月7日00時54分僅か過ぎ
岡山県水島港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 7 4 9 ト ン

全 長 7 8 . 1 7 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1 , 4 7 1 キロワット

3 事実の経過

Aは、船橋前部中央に電子海図システムを組み込んだ操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にGPSプロッター及びレーダー2台をそれぞれ装備した船尾船橋型の鋼製貨物船兼砂利運搬船で、a及びb両受審人ほか4人が乗り組み、スラグ2,300トンを積載し、船首4.5メートル船尾5.4メートルの喫水をもって、令和5年8月7日00時30分水島港のJFE岸壁を発し、北海道石狩湾港に向かった。

ところで、a受審人は、水島港を出港して同港の港内航路に入航した後、同航路から岡山県上濃地島と同県太濃地島との間を通過し、備後灘に向かう航海計画を立てており、同計画の予定針路線を電子海図システムに入力していた。

a受審人は、電子海図システム、GPSプロッター及びレーダー2台を作動させ、出港操船に引き続き船橋当直に当たり、水島港を南下して港内航路に入航し、00時48分水島港西1号防波堤灯台から111度（真方位、以下同じ。）1.01海里の地点に達したとき、港内航路を通航中であったが、電子海図システムに予定針路線を入力しているので、b受審人が単独の船橋当直に就いても無難に航行できるものと思い、自ら操船指揮を執ることなく、b受審人に予定針路を航行するように指示して当直を引き継ぎ、降橋した。

b受審人は、船橋当直を引き継いで直ちに針路を上濃地島と太濃地島間の転針予定地点に向く158度に定めて自動操舵とし、9.8ノ

ットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

b 受審人は、操舵スタンド後方で小縮尺画面表示とした電子海図システムを見ながら操船に当たり、同システムに表示している太濃地島を上濃地島と判断し、00時50分水島港西1号防波堤灯台から123度1.23海里の地点で、転針予定地点まで1,300メートルとなったとき、上濃地島と太濃地島の間に向けるつもりで緩やかに右転を開始した。

b 受審人は、00時51分半僅か前水島港西1号防波堤灯台から130度1.36海里の地点に至り、船首が176度を向いたとき、岡山県細濃地島まで680メートルとなり、その後同島に向かって接近する状況であったが、太濃地島を上濃地島と判断したことから、転針予定地点で右転しているものと思い、電子海図システムを大縮尺画面表示として太濃地島と細濃地島を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、同システム画面の輝度調整を始めた。

b 受審人は、緩やかに右転を続けて細濃地島に向かって続航し、00時53分半少し過ぎ船首至近に同島を認め、機関を中立運転として右舵一杯としたものの、及ばず、Aは、00時54分僅か過ぎ水島港西1号防波堤灯台から145度1.40海里の地点で、船首が289度を向き、5.2ノットの速力となったとき、細濃地島東岸の干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、自室で休息中、機関音の変化に気付いて昇橋し、乗り揚げた事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う凹損及び擦過傷を生じた

が、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、水島港において、転針予定地点に向けて港内航路を通航する際、船位の確認が不十分で、細濃地島に向かって進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、自ら操船指揮を執らなかったことと、船橋当直中の次席一等航海士が、船位の確認を十分に行わなかったこととによるものである。

a 受審人は、夜間、水島港において、同港を南下して港内航路を通航する場合、自ら操船指揮を執るべき注意義務があった。しかるに、同人は、電子海図システムに予定針路線を入力しているので、b 受審人が単独の船橋当直に就いても無難に航行できるものと思い、自ら操船指揮を執らなかった職務上の過失により、船橋当直中の b 受審人が細濃地島東岸の干出浜へ乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

b 受審人は、夜間、水島港において、転針予定地点に向けて港内航路を通航する場合、細濃地島に乗り上げることのないよう、電子海図システムを大縮尺画面表示として太濃地島と細濃地島を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、太濃地島を上濃地島と判断したことから、転針予定地点で右転しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、細濃地島に向かって接近する状況に気付かないまま進行し、同島東岸の干出浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年4月17日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿